

トリチウム及び放射性核種を含む ALPS 処理水の海洋放出方針決定に  
強く抗議し決定の撤回を求める意見書

政府は、本年4月13日に開催した廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている放射性物質トリチウム等を含む処理水について、海洋放出とする方針を正式決定しました。

2015年、政府と東京電力は福島県漁業協同組合連合会に対し、文書で「関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わない」と約束しています。

県内では漁業者はもとより、県内7割を超える43市町村議会からも反対・慎重の意見書があがり世論調査でも反対の声が多数です。地元の声を無視して強行することは、福島のこの10年間の復旧・復興を生業再建へ向けた努力を無にするものです。この4月からようやく本格操業に向けた準備に入ったばかりのこのタイミングでの海洋放出決定は、漁業を始めとして農業や観光はもちろん、これらにつながる本県のあらゆる産業分野と地域の衰退をもたらすことは明らかで、その被害は甚大となり、本県の復興に対する政府の姿勢に大きな疑念を抱かせるものです。

また、廃炉・汚染水処理を担う東京電力のこの間の不祥事や隠ぺい体質、損害賠償への姿勢に大きな批判が高まっており、県民からの信頼は地に落ちています。

さらに、国連人権理事会の特別報告者からの「汚染水の放出は日本の国境内外で関係する人たちの人権に相当のリスクを及ぼすと、とても懸念している」との指摘も無視するもので、国際的にも批判がでています。

今政府がやるべきことは、海洋放出の結論ありきで拙速に方針を決定するのではなく、地上保管も含めたあらゆる処分方法を十分検討し、市民、県民、国民への説明責任を果たすことです。そして、国民的な理解と納得の上に処分方法を決定すべきです。

福島県民の復興へ向けた懸命な努力を無にする海洋放出の方針決定に強く抗議し、以下のことを求めます。

記

- 1 関係閣僚会議で決定された海洋放出方針を撤回し、国民的な理解と納得の上に処分方法を決定すること。
- 2 処理水は当面、地上保管を継続し、根本解決に向け世界の英知を結集すること。
- 3 政府と東京電力は、漁業者との約束を反故にするなど国民との信頼が損なわれていることから、その関係を修復すべく最大限の努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月15日

内閣総理大臣	菅義偉様
復興大臣	平沢勝栄様
農林水産大臣	野上浩太郎様
経済産業大臣	梶山弘志様
環境大臣	小泉進次郎様
原子力規制委員会委員長	更田豊志様

二本松市議会議長 本多 勝実